

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 4 月 29 日号をお送りします。

=====*

▼ 法令情報

>>>新型コロナウイルス感染症にかかる政府の経済支援策議決草案

=====

■—法令情報—

【税務】 新型コロナウイルス感染症にかかる政府の経済支援策議決草案

=====◆◆◆◆◆

新型コロナウイルス感染症の経済への影響を緩和させるため、ベトナム政府は、2020 年 4 月に各種税金・手数料の減免や納付猶予措置についての議決草案を発表しており、現在も審議を進めている。草案の概要を次のとおりまとめる。

1) 法人税：

- 小企業・零細企業に対して 2020 年度法人税の 50%減額を適用する。
- 最長 1 年間の納付猶予を認める（政令 Decree No.41/2020/ND-CP（以下「政令 41 号」）では納付猶予期間は最長 5 ヶ月である）。

2) 付加価値税（VAT）：

- 新型コロナウイルス感染症により重大な影響を受けている業種や一部原材料の VAT 免除または 50%減税を適用する。
- 最長 1 年間の納付猶予を認める（政令 41 号では最長 5 ヶ月である）。
- 直接かつ重大な影響を受けている業種（旅行・航空業界等）の VAT 還付を 2020 年内に実施することを検討する。

3) 個人所得税：

- 基本控除・扶養控除を引き上げる。

4) 関税：

■2020 年第 2 四半期末までに発生する一部の輸出税に対して、最長 5 ヶ月の納付延期を認める。

5) 資源税、特別消費税：

■運送業の燃料にかかる環境保護税の減免を適用する。

■資源税、特別消費税に対しても納付猶予措置を適用する。

6) 手数料：

■土地賃借料の最長 1 年間の納付猶予を認める（政令 41 号では最長 5 ヶ月である）。

■通行料、港湾管理手数料、道路維持管理費、航空手数料を減免する。

■2020 年内に国内生産・組み立てされた車両の登録手数料を 50%減額する。

■投資案件審査手数料、建設活動資格発行手数料、金融機関に対する活動許可証発行手数料等を減免する。

参照

2020 年 4 月付の政府議決草案

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を 1 月 31 日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ)：<https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
